

地物の郷おおきんな 販売基準一覧表

「生鮮食品の販売期限基準一覧表」

販売品目		消費期限	賞味期限	販売期限	原材料・添加物表示	備考
野菜	果菜（きゅうり・とまと・なす等） 葉菜（ほうれん草・小松菜・ねぎ等） 重宝（大根・白菜・キャベツ等） 土物（たまねぎ・人参・じゃがいも 里芋・さつまいも等） 菌茸（生椎茸・ぶなしめじ等） 豆（さやえんどう・いんげん等） 上記以外の野菜全般	該当しない	該当しない	陳列日当日 売り切り	該当しない	
	柑橘（みかん・いよかん等） 梨（幸水・豊水等） 柿（次郎柿・富有柿・蓮台寺柿等） いちご・いちじく・すいか・ぶどう 桃・キウイフルーツ 上記以外の果実全般					
生花	生花（切花・野菜苗等）	該当しない	該当しない	陳列日含め 2日間	該当しない	
	生花（しきび・さかき・えせび）			陳列日含め 2日間		
	生花（鉢物）			陳列日含め 3日間		
※ハイジール店についてはしきび・柿・えせび・菊は出品出来ません						
卵	たまご（夏期）	D+13日以内	D+13日以内	陳列日含め 2日間	該当しない	4月～9月末
	たまご（冬期）			陳列日含め 3日間		10月～3月末
※夏期・冬期で販売期限が変更になります。（期間については備考欄を参照）						
米	精米	別途、 表示が必要	別途、 表示が必要	陳列日含め 10日間	該当しない	精米日3日以内
	玄米			陳列日含め 14日間		調整日3日以内
※もち米、雑穀類以外のお米の出品はすべて検査米とします。 出品前に検査を受け、証明書のコピーをおおきんな事務局まで届けてください。 ※精米・玄米については精米日または調整日から3日以内の陳列とします。						

「加工食品の販売期限基準一覧表」

販売品目		消費期限	賞味期限	販売期限	原材料・添加物表示	備考
加工品	漬物	D+3日以内		陳列日当日 売り切り	確認必要	
	農産乾物 （乾燥椎茸・干切大根等）	D+4日以内		陳列日含め 2日間	確認必要	
	海産乾物 （煮干・海藻類等）		D+5～10日 以内	陳列日含め 3日間	確認必要	
	赤飯・寿司・餅 ジャム・ジュース プリン・ケーキ お茶		D+11～15日 以内	陳列日含め 6日間	確認必要	
			D+16～30日 以内	陳列日含め 8日間	確認必要	
	その他加工品各種		D+31日以上	陳列日含め 14日間	確認必要	

- ◆消費期限・・・製造後5日以内の品質保持商品
- ◆賞味期限・・・製造後5日以上品質保持商品（何十日も持つもの）
3ヶ月を超えるものについては、年月表示でも可。
- ◆D+0のDは製造当日の事
- ◆原材料・添加物表示・アレルギー表示はJAS法・食品衛生法に準じ必要となります。